

令和6年12月25日招集

第12回 狹山市農業委員会総会議事録

狹山市農業委員会

令和6年第12回狹山市農業委員会総会

令和6年12月25日（水曜日） 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (5) 農地法第18条の規定による合意解約通知について
 - (6) 地域計画について
- 4 協議及び報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後5時10分

本日の出席農業委員 13名

1番	2番 落合房子	3番 増田棟順
4番 増田棟順	5番 堀口一男	6番 齋藤栄一
7番 森田依見子	8番 仲川知範	9番 室岡芳浩
10番 清水芳則	11番 大野博文	12番 下村辰次
13番 安藤千鶴	14番 増田茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田善徳	橋本貴男	奥富一利	筋野克典
内田博樹	片岡弘幸	久保田芳彦	高橋弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳

事務局 定刻になりましたので、これより令和6年第12回狹山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
 - 議案第6号 地域計画について
- (資料なし：プロジェクター投影による)

- ・資料1 議案図面資料
 - ・資料2 農地法第3、4、5条、公共事業の施行に伴う一時転用の届出受理状況
 - ・資料3 生産緑地のあっせん
- また、席上に配布いたしました
- ・農地あっせん台帳
 - ・トートバック（農業者年金啓発品）
 - ・冊子『農委だより』

となります。よろしいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

会長 【会長（職務代理）の挨拶】

職務代理 事務局 ・本日、議案の審査の前にJAいるま野から農機具の貸し出しに係る制度説明ある。
事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議長 それでは、議案の審査の前にJAいるま野から農機具の貸し出しに係る制度の説明を受けたいと思います。宜しくお願いいたします。

農協 【農機具の貸し出しに係る制度の説明】

議長 質問等ございますか。無ければ、以上とします。

ありがとうございました。【農協の退室】

これより、第12回狹山市農業委員会総会を開催します。

始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号5番 堀口 一男委員と6番 齋藤 栄一委員にお願いします。

それでは、第12回総会の概要について事務局から説明してください。

事務局 地区別許可申請等一覧をご覧ください。

農用地利用集積計画（農用地利用集積等促進計画を含む）が、堀兼地区5件、奥富地区3件、柏原地区3件の合計11件です。

農地法第3条許可申請が、水富地区1件です。

農地法第4条許可申請が、入曽地区1件です。

農地法第5条許可申請が、入間川地区1件、入曽地区2件、奥富地区2件、柏原地区1件、水富地区1件の合計7件です。

以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、順を追って説明を求めます。

まず、議案第1号「農用地利用集積計画について」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。

入間川地区の甲田推進委員から順にお願いします。

推進委員 1 入間川地区（甲田推進委員）、2 入曽地区（橋本推進委員）、3 堀兼地区（奥富推進委員、筋野推進委員、内田推進委員）、4 奥富地区（片岡推進委員）、5 柏原地区（久保田推進委員）、6 水富地区（高橋推進委員）

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号－1 1番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は堀兼に在住。

土地の所在は堀兼字八軒屋 地目は畑 地積は2028㎡。

利用の区分は『継続』で賃貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

以上です。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に、2番の説明を求めます。

事務局 議案第1号－1 2番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は日光市に在住。

土地の所在は堀兼字富士見里 他7筆 地目は全て畑 地積は合計で3991㎡。

所有権の移転です。

なお、認定農業者となっています。

また、農業委員会法第31条の規定により委員は議事への参与はできません。

以上です。

議長 それでは、委員は議決までの間、控えの席にてお待ちください。

事務局の説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

委員は、自席にお戻りください。

次に、3番の説明を求めます。

事務局 議案第1号ー1 3番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は下奥富に在住。

土地の所在は堀兼字旭野 他2筆 地目は全て畑 地積は合計で3439㎡。

利用の区分は『新規』で使用貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

以上です。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に、4番の説明を求めます。

事務局 議案第1号ー1 4番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は下奥富に在住。

土地の所在は加佐志字中原 地目は畑 地積は2428㎡。

利用の区分は『新規』で使用貸借権の設定です。

なお、認定農業者となっています。

以上です。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に、5番の説明を求めます。

事務局 議案第1号ー1 5番について、ご説明いたします。

受人は堀兼に在住、渡人は上赤坂に在住。

土地の所在は上赤坂字霞 他1筆 地目は全て畑 地積は合計で3978㎡。

所有権の移転です。

なお、認定農業者となっています。

また、農業委員会法第31条の規定により委員は議事への参与はできません。

以上です。

議 長 それでは、委員は議決までの間、控えの席にてお待ちください。
事務局の説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『承認』します。
委員は、自席にお戻りください。
次に、6番の説明を求めます。

事務局 議案第1号－1 6番について、ご説明いたします。
受人は上奥富に在住、渡人は上奥富に在住。
土地の所在は上奥富字宮前 地目は田 地積は1658㎡。
利用の区分は『継続』で賃貸借権の設定です。
なお、認定農業者となっています。
また、農業委員会法第31条の規定により委員は議事への参与はできません。
以上です。

議 長 それでは、委員は議決までの間、控えの席にてお待ちください。
事務局の説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『承認』します。
7番の案件も委員が関係するものですので、そのままお待ちください。
次に、7番の説明を求めます。

事務局 議案第1号－1 7番について、ご説明いたします。
受人は上奥富に在住、渡人は下奥富に在住。
土地の所在は下奥富字神田 地目は田 地積は1992㎡。
所有権の移転です。
なお、認定農業者となっています。以上です。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『承認』します。
委員は、自席にお戻りください。
次に、8番の説明を求めます。

- 事務局 議案第1号ー1 8番について、ご説明いたします。
受人は下奥富に在住、渡人は下奥富に在住。
土地の所在は下奥富字弁天通 地目は田 地積は1188㎡。
利用の区分は『新規』で賃貸借権の設定です。
なお、認定農業者となっています。
また、農業委員会法第31条の規定により委員は議事への参与はできません。
以上です。
- 議長 それでは、委員は議決までの間、控えの席にてお待ちください。
事務局の説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『承認』します。
委員は、自席にお戻りください。
次に、農地中間管理機構が関係する案件である議案第1号ー2につきまして農業振興課からの説明を求めます。
- 農振課 それでは、議案第1号ー2 1番から順にご説明いたします。
渡人は柏原に在住、受人は行田市に組織を構える公益社団法人 埼玉県農林公社（埼玉県農地中間管理機構）です。
今回の案件は、最終的な利用者は未定であります、明日の農業担い手育成塾の卒業生に農地を提供するものです。
土地の所在は柏原字金井林 地目は畑 地積は1229㎡となります。
- 議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『承認』します。
次に、2番の説明を求めます。
- 農振課 2番について、ご説明いたします。
渡人は柏原に在住、受人は行田市に組織を構える公益社団法人 埼玉県農林公社（埼玉県農地中間管理機構）です。
本件も同様に、最終的な利用者は未定であります、明日の農業担い手育成塾の卒業生に農地を提供するものです。
土地の所在は柏原字金井林 地目は畑 地積は937㎡となります。
- 議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に、3番の説明を求めます。

農振課 3番について、ご説明いたします。

渡人は柏原に在住、受人は行田市に組織を構える公益社団法人 埼玉県農林公社（埼玉県農地中間管理機構）です。

本件も同様に、最終的な利用者は未定であります、明日の農業担い手育成塾の卒業生に農地を提供するものです。

土地の所在は柏原字上宿 地目は畑 地積は1383㎡となります。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号1番について、ご説明いたします。

受人は広瀬に在住、渡人は広瀬に在住。

土地の所在は、大字上広瀬字西中原 他1筆 地目は全て畑 地積は合計で5263㎡。

武蔵野短期大学附属幼稚園の南に位置します。

本件におきましては、法第3条第2項第1号における全部耕作要件については、受入及び世帯員名義の所有農地、借入農地で耕作放棄地はありません。法第3条第2項第4号における常時農業従事要件については、従来と同様の計画であり確実と思われます。また、法第3条第2項第6号における周辺農業への支障については無いものと思われま

す。

以上です。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

質疑、無いようですので、本件を許可とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可』とします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号1番の説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、順次、
担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号1番の説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号2番の説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号3番の説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号4番の説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号5番の説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号6番の説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

委員 【整理番号7番の説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかをお諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、議案第5号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とし、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。

本来、農地法第18条は貸渡人の不合理な解約申し出に対し、借受人の耕作権を保護するための条文であり、解約に当たっては知事の許可を要するとされています。

ただし、双方の合意の下での解約につきましては、農業委員会への通知で済むこととなっています。

農地法第4、5条で言いますと、農地法第18条は調整区域の許可申請、同通知は市街化区域の届出と捉えることができると考えます。

今回の3件は、議案第5号の議案のとおり、いずれも合意解約の通知案件であることから目を通していただくに止め、次回からは報告事項として処理したいと考えております。

議 長 今回の3件につきまして、質疑等ございますか。
質疑は無いようです。
私も事務局の案に賛成ですが、皆さんはいかがですか。
反対意見も無いようですので、今後、合意解約の通知につきましては、報告事項として処理します。
次に、議案第6号「地域計画について」を議題としますが、説明において会場のレイアウトを変更する必要がありますことから、先に報告事項に移ります。
事務局から順次、説明を求めます。

事務局 【資料2の説明】

資料2をご覧ください。
農地法第3条の3の規定による届出は、2件14筆、地目はいずれも畑、地積は合計で7,903㎡です。
原因はいずれも相続によるものです。
この届出中、笹井の案件につきましては、あっせんを希望しております。
担当推進委員は隣接地主を中心に集積の声掛け等を行ってください。
農地法第4条の規定による届出は、1件1筆、地目は畑、地積は46㎡です。
転用目的は駐車場敷地です。
農地法第5条の規定による届出は、4件7筆で、地目はいずれも畑、地積は合計で1,142㎡です。
転用目的は住宅敷地が2件、資材置場敷地が1件、公衆用道路敷地が1件です。
公共事業の施行に伴う一時転用の届出は、4件4筆、地目はいずれも畑、地積は合計で1,042㎡です。
事業内容は川越県土整備事務所が所管する工事に係る資材置場が1件、狭山市が所管する工事に係る資材置場が3件です。施行期間につきましては、まちまちですので資料をご確認ください。
次に、資料3をご覧ください。
生産緑地のあっせん依頼です。
圏央道、狭山・日高インターの東に位置します。どなたか、買い入れを希望する人がいましたら、事務局までご連絡ください。
以上です。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
その他について、委員から何かありますか。
事務局から何かありますか。

議 長 無いようですので、これより議案第6号「地域計画について」を議題としますが、レイアウトの変更を行う都合から、10分間の休憩といたします。

【休憩・準備完了、再開】

引き続き、会議を再開いたします。
議案第6号「地域計画について」を議題とし、農業振興課から説明を求めます。

農振課
議 長

【地域計画の説明】

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を承認とするかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『承認』とします。事務局は所定の手続きをお願いします。

これをもちまして、第12回狹山市農業委員会総会を終了します。

ご協力ありがとうございました。